

平成29年3月24日

仕 様 書

この仕様書は、社会福祉法人宮城厚生福祉会（以下、「甲」という。）が、契約相手方（以下、「乙」という。）に発注する「高齢者福祉施設 宮城野の里空調設備入替工事」について適用する。

施工場所：高齢者福祉施設 宮城野の里

住 所：宮城県仙台市宮城野区田子字富里223

予定工期：平成29年9月～平成29年12月

事業概要：空気調和設備、床暖房設備及び配管の老朽化に伴い最新型の設備を導入し省エネルギー化及び省コスト化を図ることを本事業の目的とする。

【仕 様】

《冷暖房設備工事》

1. 施設内1階の冷暖房設備及び床暖房設備の更新工事とする。
2. 冷暖房機器及びボイラーは国内メーカーの機器を選定すること。
3. 冷暖房能力は既存機器と同等以上の能力で選定すること。
4. ドレン配管は既存配管を再利用とし、新設配管は最小とする。
5. 配管の新設に伴う保温工事は本工事とする。
6. 既存の冷暖房機器は可能な限り撤去し、残置する機器は甲と協議をする。
7. 天井内の既存の冷温水往管及び冷温水還管は再利用不可とし、やむを得ず再利用する場合は甲と協議をする。
8. 地下ピット内の既存の冷温水配管及び温水配管は再利用可とする。
9. 機会室内の膨張タンクは再利用可とする。
10. 空冷ヒートポンプ式空調調和機のマルチタイプを選定する場合は将来を考慮し、冷温水ユニットを接続可能な機種を選定すること。

《電気設備工事》

1. 冷暖房機器更新に伴う電気設備工事は本工事とする。
2. 既存の冷暖房機器用電気配線は再利用可とする。
3. 冷暖房機器の能力変化に伴う容量増設及びブレーカーの交換は本工事とする。

《制御工事》

1. 冷暖房設備用の制御配線は新規に配線する。
2. 既存の床暖房設備制御配線及び電磁弁は再利用可とする。
3. 冷暖房設備のリモートコントロールは室内機毎の設置を基本とする。
4. 1F事務室に集中管理設備を設置する。

《共通項目》

1. 工事の期間中は利用者、入居者及び施設職員の安全に最大限の配慮をすること。
2. 本仕様書による再利用箇所（配管・配線）に異常が認められ再利用が困難と認められた場合は甲と協議する。
3. 工事は平日及び休日を利用しての工事とする。
4. 日曜日及び祝祭日の工事は事前に協議をし、可否を判断する。
5. 本事業は、環境省による補助金申請が契約の条件となる為、対応可能な設備等の選定を行うこと。
また、乙はその際にエネルギー計算等、資料提出を求められた場合、甲の指示に従うものとする。

【諸法令等の遵守】

乙は、当該工事に関して以下の諸法令を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、諸法令の運用、適用は乙の責任において行うこと。また、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約に関して、諸法令に照らし矛盾が判明した場合には直ちに甲と協議すること。

1. 建築基準法
2. 労働安全衛生法及び同法令による政令、規則
3. 電気事業法及び同法令による政令、規則
4. 電気設備技術基準
5. 電気用品安全法
6. 日本工業規格（JIS）
7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
8. フロン回収・破壊法
9. 建設工事にかかわる資材の再資源化等に関する法律
10. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
11. エネルギーの使用合理化等に関する法律
12. その他、関連する法規等

【仕様書の疑義】

本仕様書についての疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

【守秘義務】

乙は、業務上知りえた情報については機密保持に努め、第三者に漏らさぬこと。